

## 審 査 基 準

令和元年12月15日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 規 定：第4条第1項
処 分 の 概 要：自動車の保管場所証明
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条（保管場所の確保） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条（保管場所の要件）、第2条（保管場所の確保を証する書面等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）及び第2条（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）
審 査 基 準：法令の定めに尽くされている。
標 準 処 理 期 間：7日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部交通部交通規制課駐車管理係 078-341-7441（内線5178～5179）
備 考：